

令和3年度  
飲料用・アイス等の  
自動販売機設置に関する  
公募入札実施要領

令和4年1月  
大和市役所  
環境施設農政部 みどり公園課

## 令和3年度 飲料用・アイス等の自動販売機設置に関する公募入札実施要領

大和市では、市内の公共施設に設置されている自動販売機に関して、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、条件付一般競争入札によって決定します。入札に参加を希望される場合は、本書を熟読し、十分にご検討のうえ、参加ください。

なお、自動販売機設置場所の貸付及び行政財産の目的外使用に係る諸条件は関係法令に定めるものほか、本書によるものとします。

### 1. 設置場所

| 入札番号 | 設置施設     | 施設の所在地      | 設置台数   | 参照ページ |
|------|----------|-------------|--------|-------|
| 1    | 引地台温水プール | 大和市柳橋4-5000 | 飲料用3台  | 8     |
| 2    | 〃        | 〃           | 飲料用2台  | 9     |
| 3    | 大和ゆとりの森  | 大和市福田4112   | 飲料用2台  | 10    |
| 4    | 〃        | 〃           | 飲料用2台  | 11    |
| 5    | 〃        | 〃           | 飲料用1台  | 12    |
| 6    | 〃        | 〃           | アイス用1台 | 13    |
| 7    | 引地台温水プール | 大和市柳橋4-5000 | アイス用2台 | 14    |

※設置の条件は物件によってそれぞれ異なりますので、それぞれの参照ページをご覧ください。

※今回の入札では、全ての入札に参加することが可能です。過去に実施した入札では、1度入札に参加すると他の入札に参加できない制限がありましたが、設置事業者の選択の幅及び自由度を拡大するために、今回は、いずれの入札に何度でも参加できるようになりました。

### 2. 入札等の日程

日程は次のとおりです。

- 1) 実施要領の配布 令和4年1月11日（火）から
- 2) 参加申込受付 令和4年2月1日（火）から同月8日（火）まで
- 3) 入札及び開札 令和4年2月28日（月）
- 4) 許可申請書の提出期限 令和4年3月8日（火）
- 5) 自動販売機の設置 令和4年4月1日（金）

### 3. 入札参加資格

- 1) 次の全てを満たしている個人又は法人は、入札に参加することができます。
  - ①個人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により大和市の住民基本台帳に記録されていること、法人の場合は、神奈川県内に本店、支店又は営業所を有していること。
  - ②自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
  - ③大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、公告の日から落札決定までにおいて、停止措置処分を受けていないこと。
  - ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ⑤法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
  - ⑥国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
  - ⑦入札に係る契約等を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ⑧大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
  - ⑨大和市が締結する契約において、次のいずれかに該当する者でないこと（その事実があった後2年間とし、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）。
    - ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
    - イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ. 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
    - カ. ア. からオ. までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ⑩実施要領に示す内容を履行できること。
  - ⑪大和市で実施する公募入札による自動販売機の設置実績がある場合、当該公募入札の同一年度及び前年度に設置者の都合により契約を解除していないこと。
  - ⑫都市公園法（昭和31年法律第79号）、地方自治法、大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）及び大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）を理解し、関係法令遵守した上で本書に示す業務を履行できること。

#### 4. 設置に関する条件

##### 1) 許可等の形態と許可等の期間

自動販売機の設置に関する許可等の形態は、設置場所の性質により都市公園法第5条第1項の規定に基づく許可となります。許可期間は当該年度内（ただし、3年間の範囲で更新可能）です。また、設置開始はいずれも令和4年4月1日とします。

##### 2) 貸付料又は使用料

貸付料又は使用料は、入札によって決定した額とします。

貸付料又は使用料の納期限は、契約期間中の年の4月30日とし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。

##### 3) 販売する品目

指定する販売内容のほかに、アルコール類の販売は行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、大和市と協議のうえ、施設利用者等のニーズに合わせて決定できること。

##### 4) 必要経費

① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等は全て設置事業者の負担とし、その方法については大和市の指示に従っていただきます。

また、屋外に設置する物件で、従前の自動販売機が撤去されると同時に電源自体も撤去される場合は、電源工事を落札者の負担とします。

② 自動販売機の定格電力消費量に応じて定めた電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を大和市が指定する期限までに全額納入してください（別表1を参照。ただし、自動販売機を屋外に設置する場合で、電力の使用を東京電力等と直接契約し、支払う場合は除きます。）。

なお、電気使用料決定通知に記載される電気使用料は、電気料金の変動により年度ごとに異なる場合があります。

##### 5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

① 学習省エネ機能、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能等の省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン対応等環境に十分配慮したものであること。

② 500円硬貨（新500円硬貨を含む。）及び1000円紙幣が使用できること。

③ 日本産業規格の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

##### 6) 設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

① 入札条件を遵守し、貸付料又は使用料及び電気使用料を期限までに確実に納付すること。

② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転借してはならない。

③ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出に関する時間及び経路について、設置場所の施設管理者と協議をして協定等を締結すること。

- ④ 販売品目、自動販売機の寸法、色、広告及び災害対応については、各物件の指定を遵守すること（なお、販売品目に関して「BIN・CAN・PET・PACK」と表現されている部分は、BIN、CAN、ペットボトル又はPACKのいずれかで構成してくださいという意味で、必ず4種類をそろえるという意味ではありません。）。
- ⑤ 契約上又は許可上の自動販売機を設置するための面積は、本書の寸法制限の面積と回収ボックスの面積（0.24m<sup>2</sup>）を含めたものとします。

## 7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任において容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）その他関係法令に基づき、適切に回収及びリサイクルをすること。  
また、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年大和市条例第13号）の主旨を理解し、遵守すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令、業界自主基準等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。  
また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、トラブル時の対処方法について、施設管理者と協議して協定等を締結すること。  
また、各社各自動販売機に貼付される連絡先のほかに、A5横サイズの、トラブル発生時の連絡先、当該自動販売機の位置及び管理番号を記載したラベルを貼付してください。
- ⑥ 自動販売機設置業者の営業時間外でトラブルが発生した際に備えて、各社1か所以上の緊急連絡先の登録をしてください。
- ⑦ 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を、当該自動販売機の正面等の容易に見える位置に貼付してください。

## 8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大和市に請求することができません。

## 5. 入札参加申込みの受付

### 1) 申込み方法

受付期間 令和4年2月1日（火）から同月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

提出先 大和市役所環境施設農政部みどり公園課公園管理事務所（引地台公園管理事務所2F）  
大和市柳橋四丁目500番地

※郵送やFAXによる受付は行いません。必ず上記に持参して提出してください。

### 2) 提出書類

① 入札参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

個人の場合は、印鑑登録証明書

法人の場合は、印鑑証明書（支店等の登録された印鑑で契約を行う場合、法人代表者・  
支店各1通）

④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

法人の場合 登録事項証明書（履歴事項全部証明書）

個人の場合 住民票の写し

⑤ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書

国、都道府県、市町村が発行する納税証明書（滞納がない証明）（いずれも発行日から3か月  
以内、最新年分のものに限る。）

⑥ 入札公告の日から過去3か年以内に、自ら管理、運営する飲料の自動販売機を設置した実績  
を証明する使用許可書又は契約書の写し

⑦ 自動販売機設置の実績を表す書類（任意様式）

⑧ 法人の場合、役員名簿一覧（氏名・住所・生年月日の記載のあるもの）

⑨ 登記事項証明書に支店、営業所等の所在地が記載されていない場合、神奈川県内に支店、  
営業所等が所在していることが分かる書類（任意様式）

※ ①及び②の様式は、参加を申し込みごとに原本が必要です。③から⑧までについては、必ず  
原本を1部ご用意いただき、入札ごとに副本をご用意ください。

## 6. 入札実施の場所及び日時

日付： 令和4年2月28日（月）

場所： 大和市役所 第1分庁舎 3階 第4会議室  
大和市下鶴間一丁目1番1号

※各入札の時間については、28ページを参照してください。

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。

※入札参加者以外は、入札会場への入室はできません。1社複数名で来られても、会場に

入室できるのは1名です。

## 7. 入札による事業者の決定

- 1) 提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- 2) 入札書を公開の場で開札し、入札対象物件に対し、最低予定額以上の額で、最高の価格で入札を行った者を事業者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、直ちに、くじにより決定します。
- 3) 入札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を大和市ホームページ等で公表します。

## 8. 入札保証金

免 除

## 9. 入札金額

入札金額は、各物件の1年間の使用料の合計で、消費税及び地方消費税を加算しない金額を記入してください。

## 10. 入札

- 1) 入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。また、入札参加者以外は入札会場への入室はできません。1社複数名で来られても、会場に入室できるのは1人です。
- 2) 入札書（様式3）は、封筒に入れ封印し、入札番号、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません（本冊子25ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼付してください。）。
- 3) 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印の上、入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合、委任状（様式4）が必要となります。鉛筆又はシャープペンシル、消せるボールペンは使用できません。
- 4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正是出来ませんのでご注意ください。
- 5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 6) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

7) 前各項に違反する入札又は次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札
- イ 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者）のした入札
- ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- エ 入札に際し、談合等による不正行為があつた入札
- オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- カ 入札書の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- キ 入札書の金額の表示を訂正したもの
- ク 入札書の金額が最低予定額に達しないもの
- ケ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- コ 担当職員の指示に従わなかつた者の入札

8) 入札者が1人（社）の場合も入札を実施します。

ただし、参加者が1人（社）もいない場合は、入札を不調とします。

#### 11. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

#### 12. 契約保証金

免 除

#### 13. 事業者の都合による契約解除

設置事業者の都合により許可の解除をする場合は、解除する3か月以上前に許可解除申出書を提出してください。この場合の解除は許可した全て物件を対象とし、一部の物件の解除はできません。また、のことにより次の事項を課すこととします。

1) 当該年度中に支払済みの使用料及び電気使用料は返却しない。

2) 許可を解除した当該年度及び、その次の年度に実施する、自動販売機の公募入札には参加できないこととする。

# 入札番号1 (引地台温水プール) の個別の設置条件等

| 入札番号 | 許可の形態               | 許可期間等                                      |
|------|---------------------|--|
| 1    | 都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |

|         |                      |                 |                             |
|---------|----------------------|-----------------|-----------------------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>1階A(屋内)      | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>飲料(ビン・カン・ペット・パック) |
|         | 寸法制限<br>100×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止                |

|         |                      |                 |                             |
|---------|----------------------|-----------------|-----------------------------|
| 物件<br>2 | 設置場所<br>1階C(屋内)      | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>飲料(ビン・カン・ペット・パック) |
|         | 寸法制限<br>120×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止                |

|         |                      |                 |                             |
|---------|----------------------|-----------------|-----------------------------|
| 物件<br>3 | 設置場所<br>2階A(屋内)      | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>飲料(ビン・カン・ペット・パック) |
|         | 寸法制限<br>110×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止                |

## (1) 公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。

納付期限は、各年の4月30日とします。

## (2) 入札金額を積算する上で考慮する事項

引地台温水プール(年間利用者数約175,000人(令和元年度))

①開館日数 1月4日から12月28日まで(毎週月曜休館(月曜が祝日の場合はその翌日))

ただし、電気点検その他の点検で1か月程度休館があります。

令和4年度は5月と8月に工事のため3週間程度休館予定。

令和5年度は10月から3月まで工事のため休館予定。

②開館時間 午前10時から午後6時まで

(7月20日から8月31日までの期間は、午前9時30分から)

## (3) 所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

## 入札番号2 (引地台温水プール) の個別の設置条件等

| 入札番号 | 許可の形態               | 許可期間等                                      |
|------|---------------------|--|
| 2    | 都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |

|         |                      |                 |                             |
|---------|----------------------|-----------------|-----------------------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>1階B(屋内)      | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>飲料(ビン・カン・ペット・パック) |
|         | 寸法制限<br>100×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止                |

|         |                     |                 |                             |
|---------|---------------------|-----------------|-----------------------------|
| 物件<br>2 | 設置場所<br>2階B(屋内)     | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>飲料(ビン・カン・ペット・パック) |
|         | 寸法制限<br>80×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止                |

### (1) 公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。  
納付期限は、各年の4月30日とします。

### (2) 入札金額を積算する上で考慮する事項

引地台温水プール(年間利用者数約175,000人(令和元年度))

①開館日数 1月4日から12月28日まで(毎週月曜休館(月曜祝日の場合はその翌日))

ただし、電気点検その他の点検で1か月程度休館があります。

令和4年度は5月と8月に工事のため3週間程度休館予定。

令和5年度は10月から3月まで工事のため休館予定。

②開館時間 午前10時から午後6時まで

(7月20日から8月31までの期間は、午前9時30分から)

### (3) 所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

## 入札番号3 (大和ゆとりの森) の個別の設置条件等

| 入札番号 | 許可の形態               | 許可期間等                                      |
|------|---------------------|--|
| 3    | 都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |

|         |                             |                  |                                  |
|---------|-----------------------------|------------------|----------------------------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>軽スポーツ広場休憩所1階 C (屋内) | バリアフリー指定<br>指定あり | 販売内容指定<br>飲料 (ビン・カン・ペッ<br>ト・パック) |
|         | 寸法制限<br>100×80×190cm        | 色指定<br>白又はベージュ   | 広告指定<br>広告禁止                     |

|         |                             |                  |                                  |
|---------|-----------------------------|------------------|----------------------------------|
| 物件<br>2 | 設置場所<br>軽スポーツ広場休憩所1階 D (屋内) | バリアフリー指定<br>指定あり | 販売内容指定<br>飲料 (ビン・カン・ペッ<br>ト・パック) |
|         | 寸法制限<br>100×80×190cm        | 色指定<br>白又はベージュ   | 広告指定<br>広告禁止                     |

### (1) 公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。納付期限は、各年の4月30日とします。

### (2) 入札金額を積算する上で考慮する事項

ゆとりの森軽スポーツ広場休憩所

①開館日数 1月4日から12月28日まで

ただし、電気点検その他の点検が月に1回程度あり、その際は休館します。

②開館時間 午前9時から午後5時まで

(6月15日から9月15日までの期間は、午後6時まで)

ただし、現在の指定管理者の裁量で午後9時まで開けておくことがあります。

### (3) 所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

なお、電気使用料については、大和ゆとりの森の指定管理者に納入することになります。

## 入札番号4（大和ゆとりの森） の個別の設置条件等

| 入札番号 | 許可の形態               | 許可期間等                                      |
|------|---------------------|--|
| 4    | 都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |

|         |                           |                  |                             |
|---------|---------------------------|------------------|-----------------------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>軽スポーツ広場休憩所1階A（屋内） | バリアフリー指定<br>指定あり | 販売内容指定<br>飲料（ビン・カン・ペット・パック） |
|         | 寸法制限<br>100×80×190cm      | 色指定<br>白又はベージュ   | 広告指定<br>広告禁止                |

|         |                           |                  |                             |
|---------|---------------------------|------------------|-----------------------------|
| 物件<br>2 | 設置場所<br>軽スポーツ広場休憩所1階B（屋内） | バリアフリー指定<br>指定あり | 販売内容指定<br>飲料（ビン・カン・ペット・パック） |
|         | 寸法制限<br>100×80×190cm      | 色指定<br>白又はベージュ   | 広告指定<br>広告禁止                |

### (1) 公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。納付期限は、各年の4月30日とします。

### (2) 入札金額を積算する上で考慮する事項

ゆとりの森軽スポーツ広場休憩所

①開館日数 1月4日から12月28日まで

ただし、電気点検その他の点検が月に1回程度あり、その際は休館します。

②開館時間 午前9時から午後5時まで

（6月15日から9月15日までの期間は、午後6時まで）

ただし、現在の指定管理者の裁量で午後9時まで開けておくことがあります。

### (3) 所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

なお、電気使用料については、大和ゆとりの森の指定管理者に納入することになります。

## 入札番号5（大和ゆとりの森） の個別の設置条件等

| 入札番号 | 許可の形態               | 許可期間等                                      |
|------|---------------------|--|
| 5    | 都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |

|         |                             |                  |                             |
|---------|-----------------------------|------------------|-----------------------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>軽スポーツ広場休憩所1階 E (屋内) | バリアフリー指定<br>指定あり | 販売内容指定<br>飲料（ビン・カン・ペット・パック） |
|         | 寸法制限<br>100×80×190cm        | 色指定<br>白又はベージュ   | 広告指定<br>広告禁止                |

### (1) 公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。  
納付期限は、各年の4月30日とします。

### (2) 入札金額を積算する上で考慮する事項

ゆとりの森軽スポーツ広場休憩所

①開館日数 1月4日から12月28日まで

ただし、電気点検その他の点検が月に1回程度あり、その際は休館します。

②開館時間 午前9時から午後5時まで

(6月15日から9月15日までの期間は、午後6時まで)

ただし、現在の指定管理者の裁量で午後9時まで開けておくことがあります。

### (3) 所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

なお、電気使用料については、大和ゆとりの森の指定管理者に納入することになります。

## 入札番号6（大和ゆとりの森） の個別の設置条件等

|           |                              |   |
|-----------|------------------------------|---|
| 入札番号<br>6 | 許可の形態<br>都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 許可期間等<br>令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |
|-----------|------------------------------|---|

|         |                           |                  |                |
|---------|---------------------------|------------------|----------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>軽スポーツ広場休憩所1階F（屋内） | バリアフリー指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>アイス類 |
|         | 寸法制限<br>100×80×190cm      | 色指定<br>白又はベージュ   | 広告指定<br>広告禁止   |

### （1）公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。納付期限は、各年の4月30日とします。

### （2）入札金額を積算する上で考慮する事項

ゆとりの森軽スポーツ広場休憩所

①開館日数 1月4日から12月28日まで

ただし、電気点検その他の点検が月に1回程度あり、その際は休館します。

②開館時間 午前9時から午後5時まで

（6月15日から9月15日までの期間は、午後6時まで）

ただし、現在の指定管理者の裁量で午後9時まで開けておくことがあります。

### （3）所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

なお、電気使用料については、大和ゆとりの森の指定管理者に納入することになります。

## 入札番号7 (引地台温水プール) の個別の設置条件等

|           |                              |   |
|-----------|------------------------------|---|
| 入札番号<br>7 | 許可の形態<br>都市公園法第5条第1項に基づく「許可」 | 許可期間等<br>令和4年4月1日～令和5年3月31日<br>ただし、令和8年3月31日まで許可を更新 |
|-----------|------------------------------|---|

|         |                      |                 |               |
|---------|----------------------|-----------------|---------------|
| 物件<br>1 | 設置場所<br>1階D(屋内)      | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>アイス |
|         | 寸法制限<br>100×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止  |

|         |                      |                 |               |
|---------|----------------------|-----------------|---------------|
| 物件<br>2 | 設置場所<br>2階C(屋内)      | 防災対応型指定<br>指定なし | 販売内容指定<br>アイス |
|         | 寸法制限<br>100×80×200cm | 色指定<br>うすみどり    | 広告指定<br>広告禁止  |

### (1) 公園使用料

公園使用料は、入札により決定した金額となります。

入札書に記載される金額は、消費税及び地方消費税抜きで1年間分となっているので、これに消費税及び地方消費税相当額を上乗せし、1年分に相当する金額を一括で納入していただきます。納付期限は、各年の4月30日とします。

### (2) 入札金額を積算する上で考慮する事項

引地台温水プール（年間利用者数約175,000人（令和元年度））

①開館日数 1月4日から12月28日まで（毎週月曜休館（月曜祝日の場合はその翌日））

ただし、電気点検その他の点検で1か月程度休館があります。

令和4年度は5月と8月に工事のため3週間程度休館予定。

令和5年度は10月から3月まで工事のため休館予定。

②開館時間 午前10時から午後6時まで

（7月20日から8月31日までの期間は、午前9時30分から）

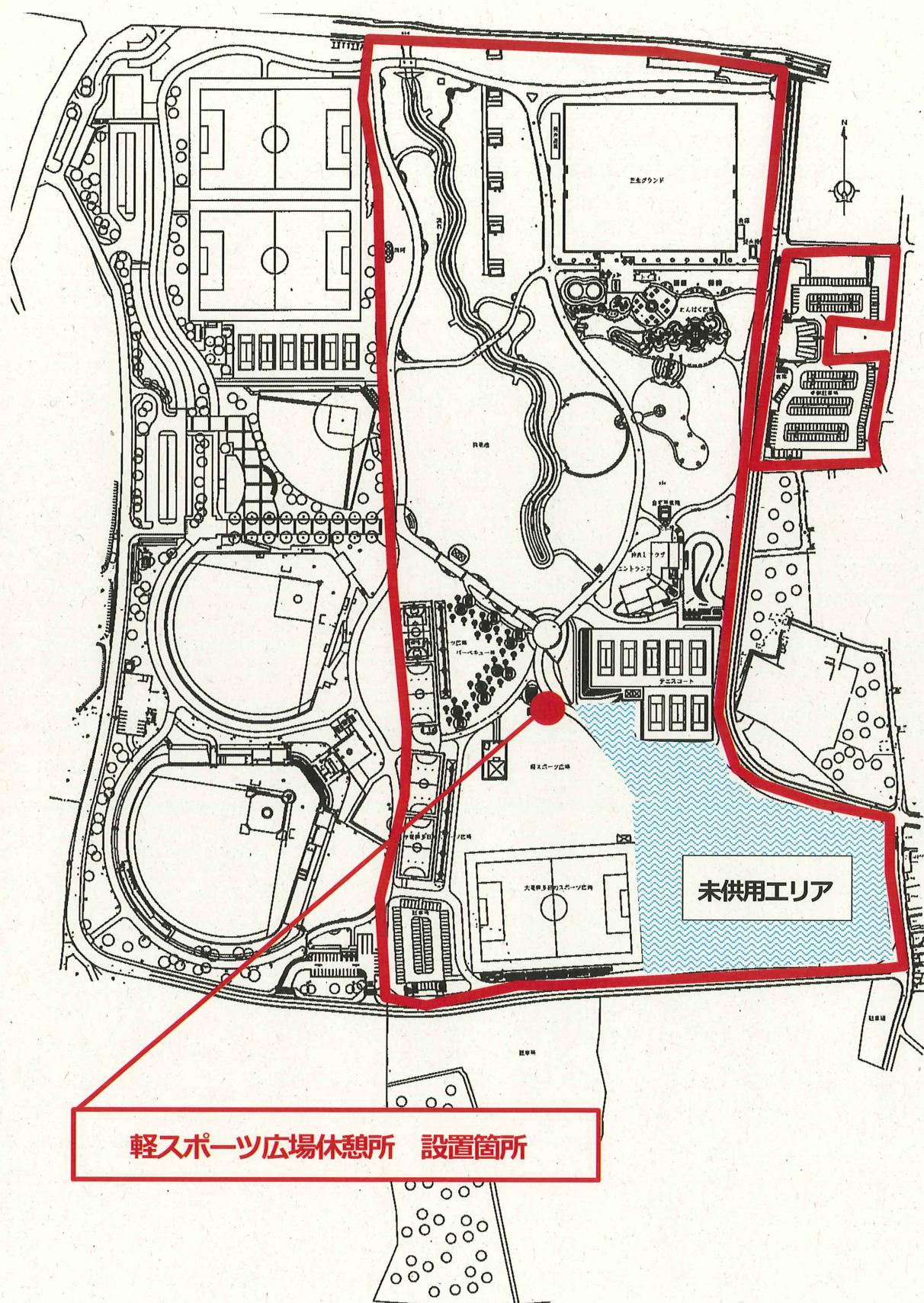
### (3) 所管する課

本物件の取扱いについては、みどり公園課が所管しますので、公園使用料はみどり公園課に納入することとなります。

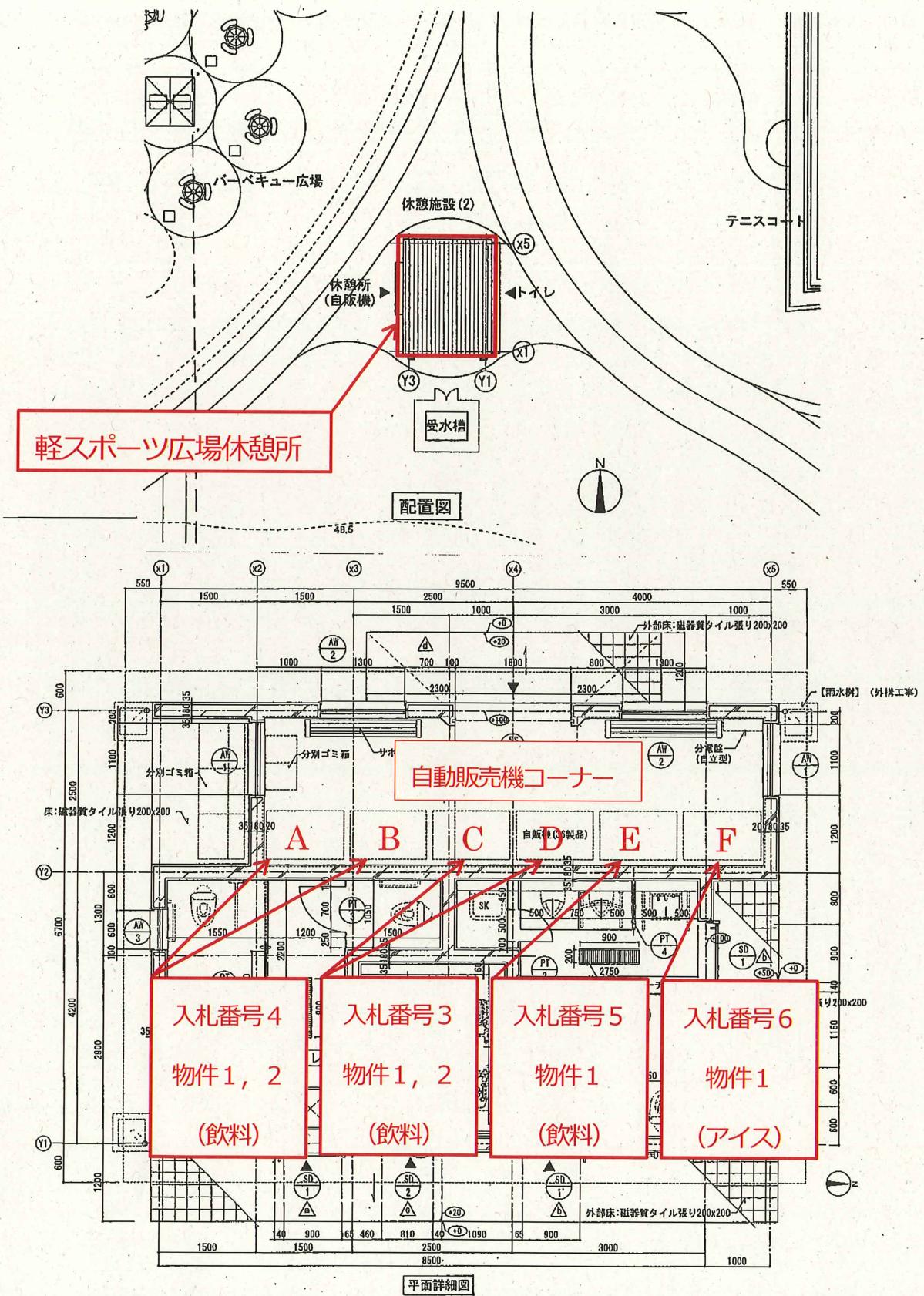
## 大和ゆとりの森 案内図



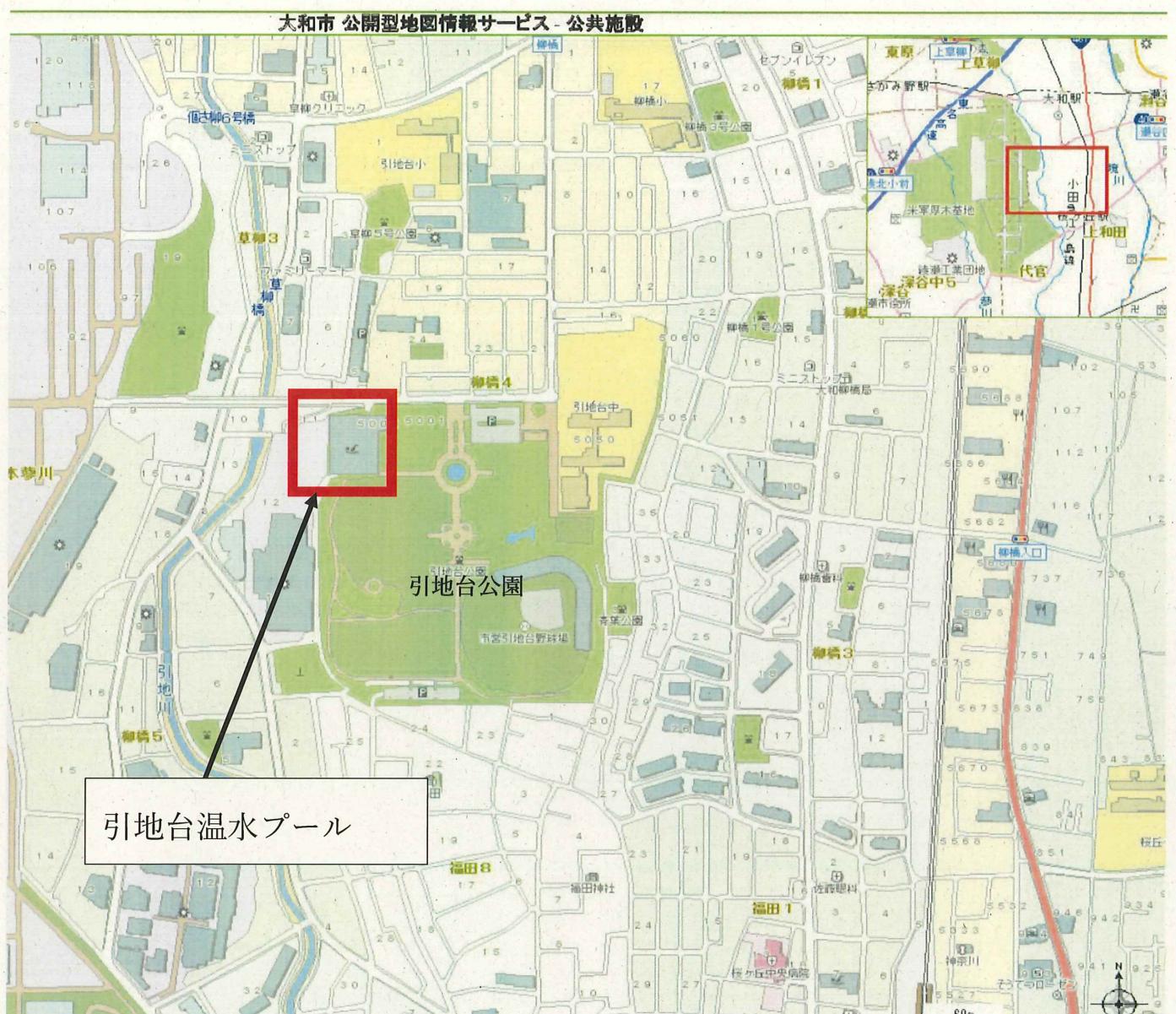
## 大和ゆとりの森 全体図



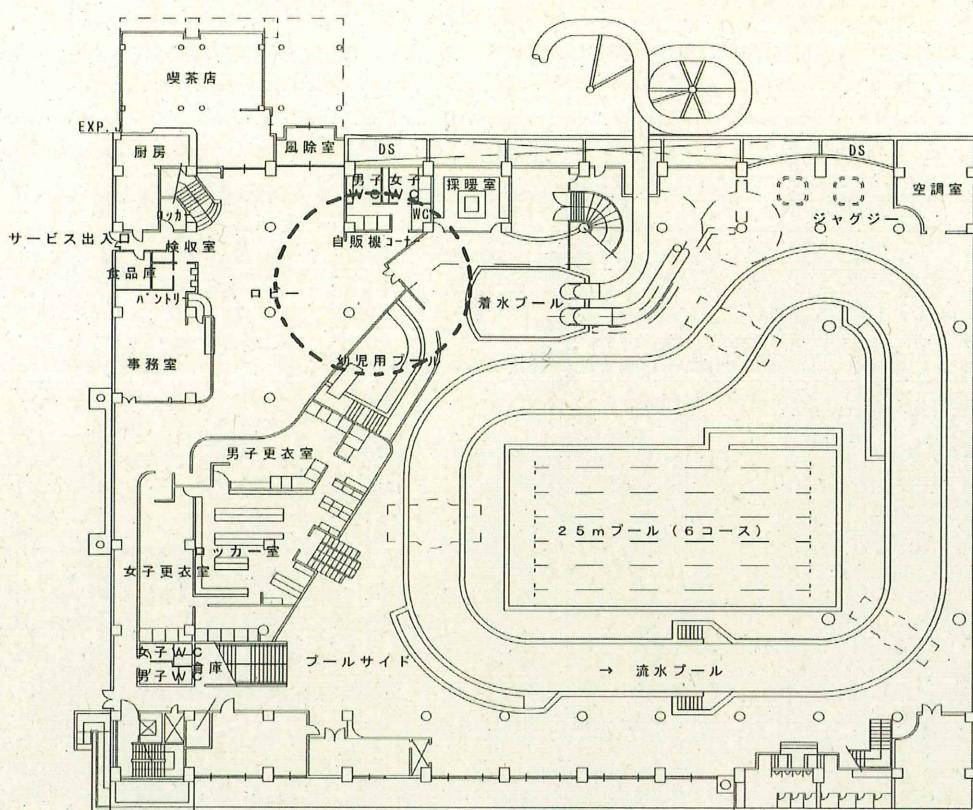
## 大和ゆとりの森軽スポーツ広場休憩所 配置図及び平面詳細図



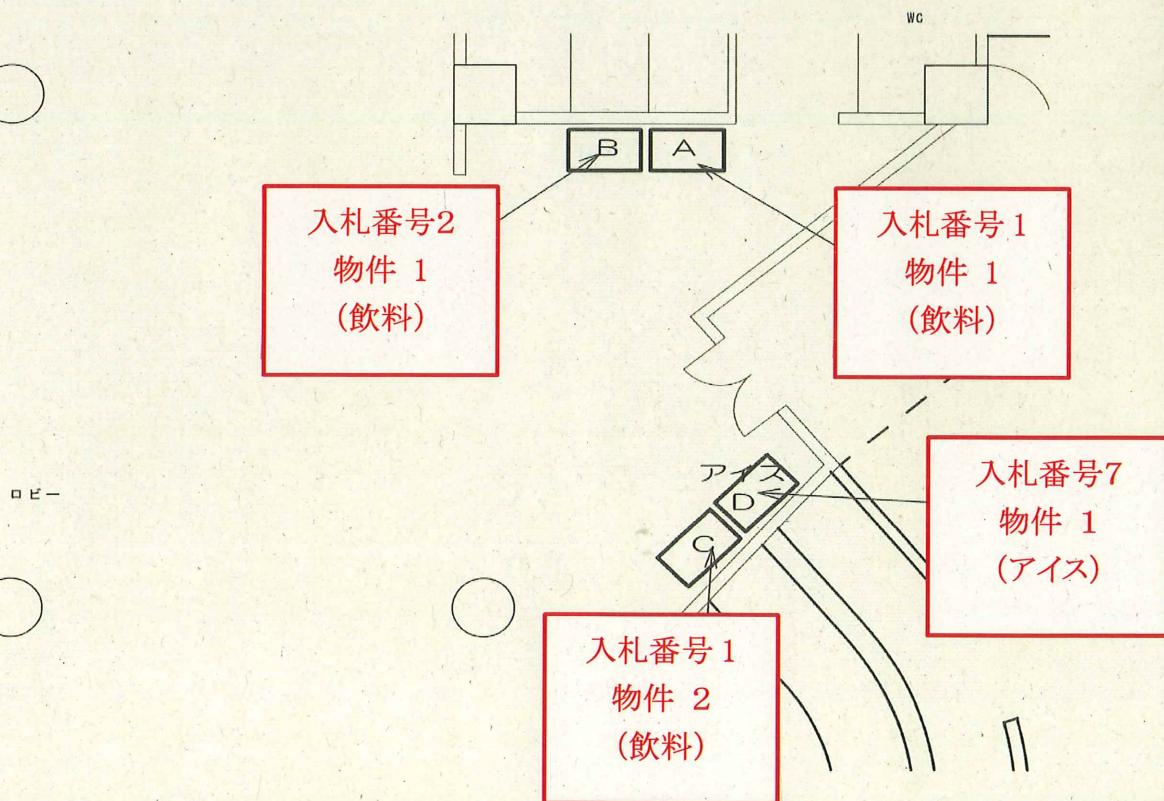
## 引地台温水プール（大和市柳橋 4-5000）案内図



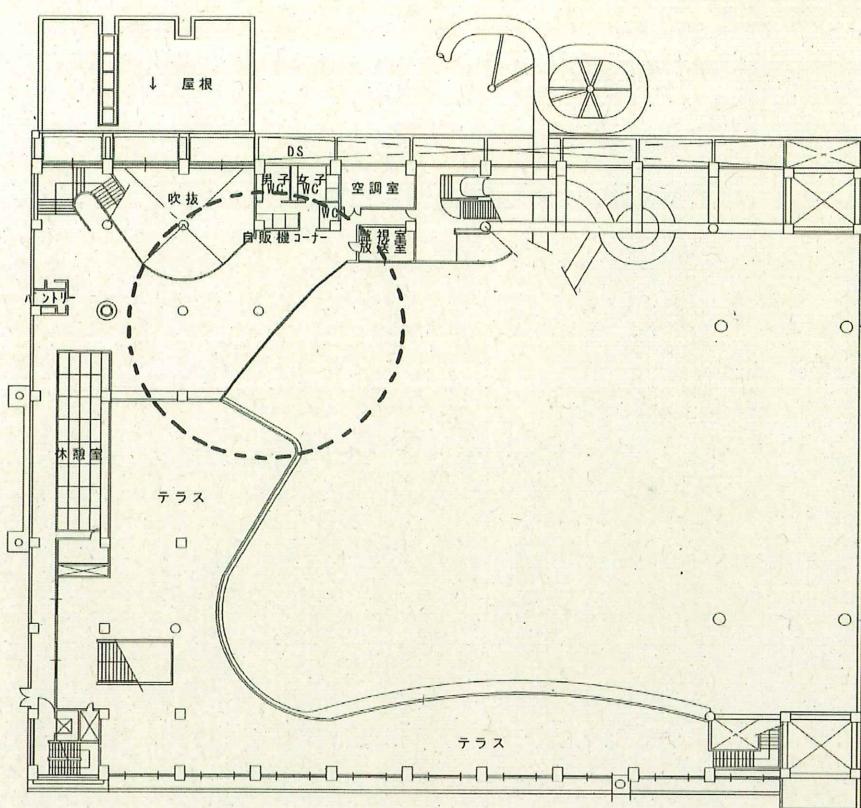
配置図



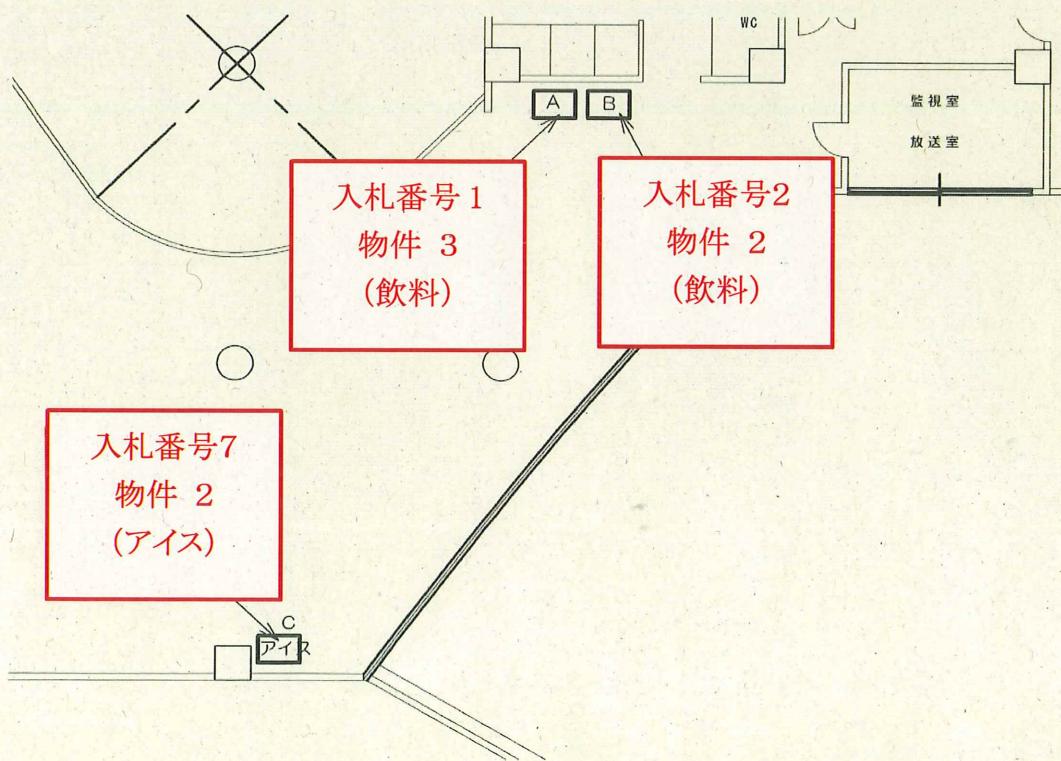
詳細図



配置図



詳細図



## 入札参加申込書

令和 年 月 日

大和市長 大木 哲 あて

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者

印

次の「令和3年度飲料用・アイス等の自動販売機設置」に関する一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

| 入札番号 | 設置施設 |
|------|------|
|      |      |

担当者氏名

電話番号

FAX番号

## 誓 約 書

令和 年 月 日

大和市長 大木 哲 あて

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者 印

大和市が行う「令和3年度飲料用・アイス等の自動販売機設置」に関する一般競争入札の参加申込みに当たり、次の事項について、誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

1. 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の各号の規定に該当しておりません。

2. 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません。

### 3. 個人の場合

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。

また、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

### 法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

4. 設置場所の状況、入札実施要領の内容等全て承知のうえ申込みます。

## 入札書

令和 年 月 日

大和市長 大木 哲 あて

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者

印

|      |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 |   | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | / |
|      | 円 |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |

| 入札番号 | 設置施設 |
|------|------|
|      |      |

- (注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」又は「¥」を記入すること。  
2. 記載する金額は、各物件の1年間の使用料の合計で、消費税及び地方消費税を加算しない金額を記入してください。

## 委任状

大和市長 大木 哲 あて

私は、(住所) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

を代理人と定め次の事項を委任します。

### 委任事項

1 令和3年度飲料用・アイス等の自動販売機の設置に関する一般競争入札(入札番号\_\_\_\_\_)に関する一切の権限

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

(住 所) \_\_\_\_\_

委任者(名 称) \_\_\_\_\_ ㊞

(代表者名) \_\_\_\_\_ ㊞

下の図に必要事項を記入の上、点線部分で切り取り、入札書を入れる封筒に添付してください。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 入札番号                  | 入札者の住所氏名<br><br><u>住所又は所在地</u><br><br>氏名又は名称<br>及び代表者名 |
| 令和3年度飲料用・アイス等の自動販売機設置 |  |

# 仕様書

## 1. 機器設置の条件

- (1) 学習省エネ機能、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能等の省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン対応等環境に配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨（新500円硬貨を含む。）及び100円紙幣が使用できること。
- (3) 日本産業規格の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を行うこと。

## 2. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、指定する販売内容の他に、アルコール類の販売は行わないこと。  
なお、商品の具体的な構成については、大和市との協議のうえ、施設利用者等のニーズに合わせて決定できること。

## 3. 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任において容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）及びその他関係法令に基づき、適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、当該設置場所の管理者と協議し、協定等の締結を行うこと。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。また、衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びその他関係法令、業界自主基準などの遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。また、各社各自動販売機に貼付される連絡先のほかに、A5横サイズの、トラブル発生時の連絡先、当該自動販売機の位置及び管理番号を記載したラベルを貼付してください。
- (7) 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を自動販売機の正面等の容易に見える位置に貼付すること。

## 4. 売上状況等の報告

本件自動販売機の売り上げ状況を売上報告書（様式7）にまとめ、自動販売機1台ごとに月別の売上報告書を作成の上、四半期最終月の翌月15日までに提出すること。また売上報告書はMicrosoft社のExcelによる電子データで保存し、大和市が求めた場合、当該電子データを提出できること。

## 5. その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(別表1)

(参考：電気使用料)

| 消費電力                 | 電気料金(年額)  |
|----------------------|-----------|
| 200 w 未満             | 10,000 円  |
| 200 w ~ 300 w 未満     | 25,000 円  |
| 300 w ~ 400 w 未満     | 35,000 円  |
| 400 w ~ 500 w 未満     | 46,000 円  |
| 500 w ~ 600 w 未満     | 56,000 円  |
| 600 w ~ 700 w 未満     | 66,000 円  |
| 700 w ~ 800 w 未満     | 76,000 円  |
| 800 w ~ 900 w 未満     | 86,000 円  |
| 900 w ~ 1,000 w 未満   | 97,000 円  |
| 1,000 w ~ 1,100 w 未満 | 107,000 円 |
| 1,100 w ~ 1,200 w 未満 | 117,000 円 |
| 1,200 w ~ 1,300 w 未満 | 127,000 円 |
| 1,300 w ~ 1,400 w 未満 | 138,000 円 |
| 1,400 w ~ 1,500 w 未満 | 148,000 円 |
| 1,500 w 以上           | 163,000 円 |

※機種の定格消費電力とは、銘板に表示された「定格消費電力」の数値と  
「電熱装置の定格消費電力」の2分の1の数値を合計した値とする。

※電気料金の変動により年度毎に改訂されることがあります。

< 入札のスケジュール >

| 入札番号 | 設置場所                                | 販売品目 | 入札開始時間       |
|------|-------------------------------------|------|--------------|
| 1    | 引地台温水プール<br>1階 A, C ,2 階 A (屋内)     | 飲料   | 午前 9 時 30 分  |
| 2    | 引地台温水プール<br>1階 B ,2 階 B (屋内)        | 飲料   | 午前 9 時 50 分  |
| 3    | 大和ゆとりの森軽スポーツ<br>広場休憩所 1 階 C, D (屋内) | 飲料   | 午前 10 時 10 分 |
| 4    | 大和ゆとりの森軽スポーツ<br>広場休憩所 1 階 A, B (屋内) | 飲料   | 午前 10 時 30 分 |
| 5    | 大和ゆとりの森軽スポーツ<br>広場休憩所 1 階 E (屋内)    | 飲料   | 午前 10 時 50 分 |
| 6    | 大和ゆとりの森軽スポーツ<br>広場休憩所 1 階 F (屋内)    | アイス類 | 午前 11 時 10 分 |
| 7    | 引地台温水プール<br>1階 D ,2 階 C (屋内)        | アイス類 | 午前 11 時 30 分 |

< 入札場所 : 大和市役所 第1分庁舎 3階 第4会議室 >



< 今回の入札に関する問合せ先 >

| 入札番号    | 施設名      | 担当部署                         | 電話           |
|---------|----------|------------------------------|--------------|
| 1, 2, 7 | 引地台温水プール | 環境施設農政部<br>みどり公園課<br>公園管理事務所 | 046(263)9221 |
| 3~6     | 大和ゆとりの森  | 環境施設農政部<br>みどり公園課<br>公園整備担当  | 046(260)5450 |

※現地確認のために施設に行く場合も、担当部署に連絡をしてください。